

山口県報

令和6年
6月21日
(金曜日)

目次

○規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（経営金融課）……………

○告示

不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示の一部改正（生活衛生課）……………

○選管告示

直接請求に必要な有権者の数……………



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十四年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年〇・一五パーセント」を「年〇・二パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第百八十一号

不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示（平成十二年山口県告示第二百五十六号）の一部を次のように改正し、令和六年十月一日から施行する。

令和六年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第二十九条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

様式の表中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改め、同様式の表中「第29条」を「第25条」に、「第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行なう」を「この法律を施行する」に改める。



山口県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和六年六月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四條第一項 地方自治法第七十五條第一項 地方自治法第七十六條第一項	二二、一九一
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求 知事の解職の請求	地方自治法第八十六條第一項 地方自治法第八十一條第一項	二三八、六九〇
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十條第一項	上関町・大島町・田布施町・平生町選挙区 周防小野選挙区 山陽南選挙区 美祢選挙区 柳井選挙区 長門市選挙区 光市選挙区 岩国市選挙区 下松市選挙区 萩市選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 下関市選挙区

令和六年六月二十一日印刷

発行人所

山口県知事